

## 取調べの可視化法案について早期に審議入りし、速やかな成立を求める決議

- 1 2007年12月4日、民主党は、第168回国会（臨時会）において参議院に「刑事訴訟法の一部を改正する法律案（取調べの録画・録音による可視化法案）」を提出した。

同法案は、取調べの全過程において録画・録音を定めるものである。

- 2 密室での取調べにおいて自白が強要され、数々の冤罪が生まれてきたことは、1960年代から始まっている再審闘争、1980年代に再審無罪となった4件の死刑事件、最近の志布志事件、富山氷見事件などによって、明らかになっている。

日本の被疑者取調べの問題点は、国連拷問禁止委員会からも指摘されており、警察拘禁中のすべての取調べが録画等によって監視されるべきとの意見が出されている。また、取調べの可視化制度は、欧米のみならず、香港、台湾、韓国、モンゴルなどのアジアにおいても導入・義務付けがなされており、日本はすでに遅れをとっているといっている。

また、これまで、裁判で自白調書の任意性（信用性）が争われると、その審理には長期間が費やされ必然的に裁判の長期化を招いてきた。しかし、取調べ全過程の録画・録音したものが存在すれば、迅速かつ適正な判断が可能となるのは明らかである。

これに対して検察庁・警察庁は、一部の取調べの可視化を行うなどして対応しているが、一部の可視化では、録画・録音していない間の自白強要の有無について、従前同様の問題が残り、なんら問題解決がなされない。

自白強要をなくし、冤罪を生み出さないためにも、また、裁判の長期化を防ぐためにも、取調べの全過程の録画・録音は当然であり、一刻も早い実施が求められている。

- 3 しかしながら、同法案については、参議院への提出から5カ月以上を経過したにもかかわらず、現在に至るまで、実質審議がなされていない。この点、民主党からの審議入り要請に対して、自民党は、「党内での審議の準備が整っていない」などと、不合理な回答をして審議入りを引き延ばしているのである。
- 1 私たち自由法曹団は、民主党が提出した取調べの可視化法案については、参議院において早急に審議し速やかに可決の上、衆議院において早期の審議・成立がなされるべきであることを求める。

2008年5月26日

自由法曹団2008年5月研究討論集会